

難病患者等を対象とした県有施設使用料等の減免を開始します

群馬県では、令和 8 年 9 月 1 日より指定難病の患者の皆さんや小児慢性特定疾病のお子さんを対象に、県有施設の使用料等の軽減・免除を開始します。

本制度は、文化施設やスポーツ施設などをより利用しやすくすることで、外出や社会参加の機会を広げ、生活の質の向上や地域とのつながりの維持につなげることを目的としています。

制度の概要は以下のとおりです。なお、制度の詳細や各施設の利用条件については、施設ごとに異なる場合がありますので、各施設へお問い合わせください。

1 対象者

- 指定難病と小児慢性特定疾病の患者本人
(介護者 1 名についても、原則として軽減・免除の対象となります)

2 利用方法

- 次の証明書類を施設窓口で提示
 - 指定難病医療受給者証または登録者証
 - 小児慢性特定疾病医療受給者証または登録者証
 ※ 登録者証は、マイナポータル「わたしの情報」での提示も可

3 対象施設（22 施設）

歴史博物館	自然史博物館	近代美術館	館林美術館
土屋文明記念 文学館	ALSOK ぐんま総合 スポーツセンター	高崎健康福祉大学 伊香保リンク	ゆうあいピック 記念温水プール
ふれあいスポーツ プラザ	ぐんまこどもの国 児童会館	Gunma Flower Park+	日本絹の里
林牧場群馬県馬事公苑	勤労福祉センター	群馬県立 敷島公園	金山総合公園
北毛青少年自然の家	東毛青少年自然の家	青少年会館	生涯学習センター
ぐんま昆虫の森	キーテクノロジー ぐんま天文台		